

2020年12月23日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷博司 殿

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役社長 藤津史郎 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2020年11月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	16,000株
	発行済株式総数	15,200株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2020年11月末現在）

① 取締役会

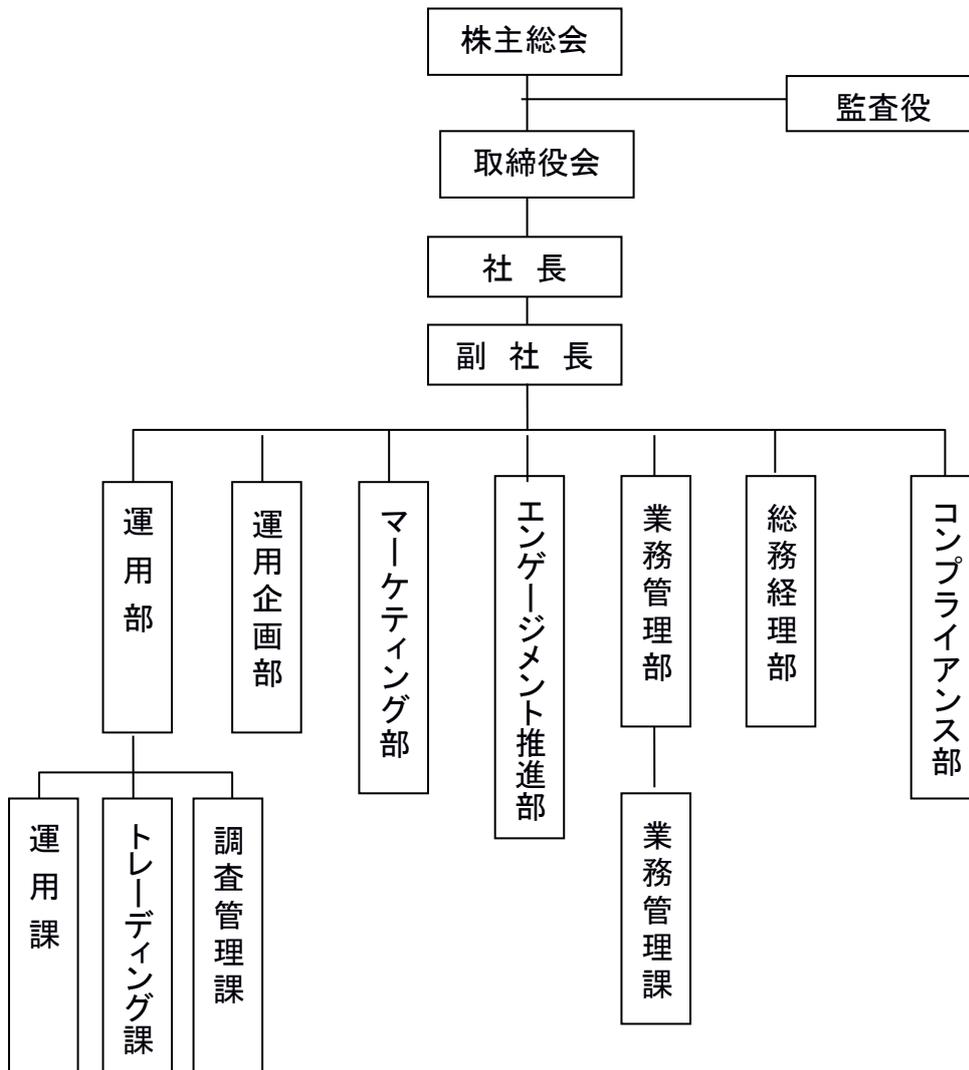
8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

② 組織図



③委託会社の運用体制

1) 運用方針等の決定

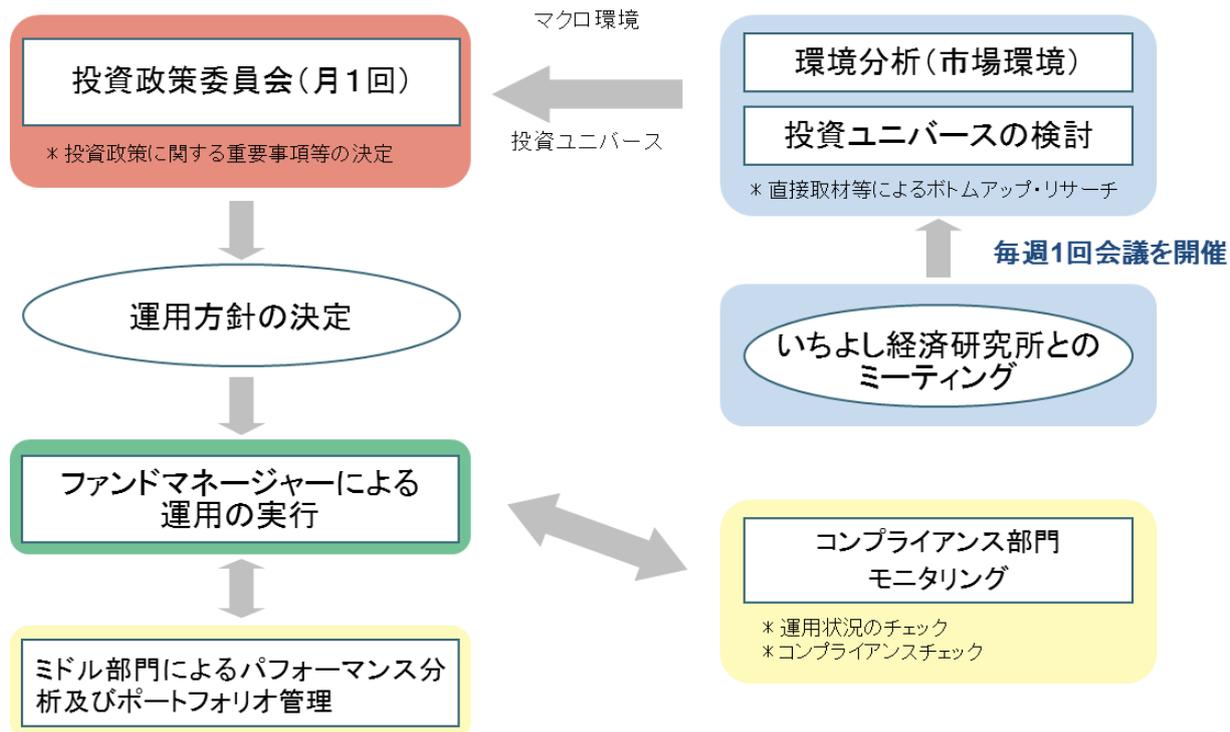
ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資ユニバーサス組入れ銘柄については、主としていちよし経済研究所のユニバーサス銘柄の中より検討・協議を行います。協議を元に月1回の投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

2) 運用の実行

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買の執行を行います。

3) 検証

ミドル部門によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行なう他、コンプライアンス担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行なわれます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。運用状況については、毎月の投資政策委員会において報告が行なわれます。



2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2020年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	10	222,791
追加型株式投資信託	10	222,791
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	16	48,606
合計	26	271,398

3. 委託会社等の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下、「中間財務諸表規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 34 期事業年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 35 期事業年度の中間会計期間（2020 年 4 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,188,741	1,504,026
前払費用	12,732	9,936
立替金	15,772	18,139
前払金	—	393
未収委託者報酬	676,291	664,067
未収運用受託報酬	72,305	55,279
未収投資助言報酬	26,560	24,309
流動資産合計	1,992,403	2,276,151
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,916	20,339
器具・備品	10,071	8,560
有形固定資産合計	※1 31,988	※1 28,899
無形固定資産		
ソフトウェア	2,821	2,085
商標権	598	521
無形固定資産合計	3,419	2,607
投資その他の資産		
投資有価証券	241,888	221,094
長期差入保証金	34,694	30,494
長期前払費用	129	84
その他の投資	5,853	5,898
繰延税金資産	14,893	20,384
投資その他の資産合計	297,459	277,956
固定資産合計	332,867	309,463
資産合計	2,325,270	2,585,615
負債の部		
流動負債		
預り金	1,566	2,446
未払金	261,173	356,544

未払手数料	※2 252,241	※2 254,734
その他未払金	8,932	101,809
未払費用	34,086	29,667
未払法人税等	207,241	4,778
未払消費税等	28,533	20,984
賞与引当金	5,547	4,398
流動負債合計	538,148	418,818
固定負債		
固定負債合計	—	—
負債合計	538,148	418,818
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益準備金	98,800	122,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,197,704	1,575,044
株主資本合計	1,786,504	2,187,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	617	△20,748
純資産合計	1,787,121	2,166,796
負債・純資産合計	2,325,270	2,585,615

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,673,542	2,327,723
運用受託報酬	251,375	231,539
投資助言報酬	104,720	73,130
営業収益合計	3,029,639	2,632,393
営業費用		
支払手数料	※1 1,208,325	※1 978,421
広告宣伝費	14,925	13,899
調査費	204,643	200,294
情報機器関連費	110,355	106,152
営業資料費	19,328	18,111
委託費	74,959	76,029
事務委託費	55,245	37,917
器具備品費	1,945	1,590
営業雑経費	6,358	6,909
通信運送費	3,546	3,518
協会費	2,498	2,960
諸会費	90	137
会議費	105	17
教育研究費	117	275
営業費用合計	1,491,442	1,239,032
一般管理費		
給料	260,870	293,725
役員報酬	35,350	29,700
従業員給料	181,637	211,795
その他報酬給料	5,000	9,868
賞与引当金繰入	5,547	4,398
福利厚生費	33,336	37,964
交際費	2,502	1,462
旅費交通費	5,870	6,917
租税公課	20,437	18,002

不動産賃借料	37,088	40,609
その他不動産関係費	11,535	5,550
新聞書籍費	604	566
消耗品費	231	553
水道光熱費	1,535	1,200
雑費	968	923
減価償却費	8,508	4,880
一般管理費合計	350,154	374,392
営業利益	1,188,042	1,018,968
営業外収益		
雑収入	250	88
営業外費用		
雑損失	5	—
経常利益	1,188,287	1,019,056
特別利益		
投資有価証券売却益	32,142	—
特別損失		
投資有価証券売却損	—	750
税引前当期純利益	1,220,429	1,018,306
法人税、住民税及び事業税	361,546	309,329
法人税等調整額	6,145	3,936
法人税等合計	367,691	313,266
当期純利益	852,737	705,040

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本 金	利益 準備金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	0	1,431,766	1,921,766	3,686	1,925,452
当期変動額						
剰余金の配当		98,800	△1,086,800	△988,000		△988,000
当期純利益			852,737	852,737		852,737
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）					△3,068	△3,068
当期変動額合計	—	98,800	△234,062	△135,262	△3,068	△138,331
当期末残高	490,000	98,800	1,197,704	1,786,504	617	1,787,121

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本 金	利益 準備金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	98,800	1,197,704	1,786,504	617	1,787,121
当期変動額						
剰余金の配当		23,700	△327,700	△304,000		△304,000
当期純利益			705,040	705,040		705,040
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）					△21,365	△21,365
当期変動額合計	—	23,700	377,340	401,040	△21,365	379,674
当期末残高	490,000	122,500	1,575,044	2,187,544	△20,748	2,166,796

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

- ・2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの 定率法
- ・2016年4月1日以降に取得したもの 定額法

上記以外

- ・2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
- ・2007年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	15年
器具・備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	19,850	13,396
※2 関係会社に対する資産及び負債		
未払手数料	246,439	248,699
その他未払金	—	74,987

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,174,554	952,040

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年9月28日 取締役会	普通株式	988	65,000	2018年9月30日	2018年10月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	304	20,000	2019年3月31日	2019年6月25日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	304	20,000	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	760	50,000	2020年3月31日	2020年6月19日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、総務経理部が適時資金管理を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものはありません。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,188,741	1,188,741	—
(2) 未収委託者報酬	676,291	676,291	—
(3) 未収運用受託報酬	72,305	72,305	—
(4) 未収投資助言報酬	26,560	26,560	—
資産計	1,963,898	1,963,898	—
(5) 未払手数料	252,241	252,241	—
(6) 未払法人税等	207,241	207,241	—
負債計	459,482	459,482	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,504,026	1,504,026	—
(2) 未収委託者報酬	664,067	664,067	—
(3) 未収運用受託報酬	55,279	55,279	—
(4) 未収投資助言報酬	24,309	24,309	—
資産計	2,247,681	2,247,681	—
(5) 未払手数料	254,734	254,734	—
(6) 未払法人税等	4,778	4,778	—
負債計	259,512	259,512	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(5) 未払手数料、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,188,630	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	676,291	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	72,305	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	26,560	—	—	—
合計	1,963,787	—	—	—

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,503,929	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	664,067	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	55,279	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	24,309	—	—	—
合計	2,247,585	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	113,178	110,000	3,178
小計	113,178	110,000	3,178
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	128,710	131,000	△2,290

小計	128,710	131,000	△2,290
合計	241,888	241,000	888

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	221,094	251,000	△29,905
小計	221,094	251,000	△29,905
合計	221,094	251,000	△29,905

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	34	32	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	34	32	—

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	100	—	0
合計	100	—	0

(税効果会計関連)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,923	1,683
未払社会保険料	473	305
未払事業税	10,804	6,988
資産除去債務	964	2,251
その他有価証券評価差額金	—	9,157
繰延税金資産 小計	15,164	20,384
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	15,164	20,384
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	271	—
繰延税金負債 合計	271	—
繰延税金資産の純額	14,893	20,384

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1 サービスごとの情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

外部顧客への売上のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載ありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

外部顧客への売上のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載ありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 97.04% 間接 —	当社投資信託の 募集の取扱及び 売出の取扱なら びに投資信託に 係る事務代行の 委託等	投資信 託に係 る事務 代行手 数料の 支払い ※1	1,145,965	未払 手数 料	246,210
						特定金銭信託、 及び年金信託に 関する投資一任 契約の代理に関 する業務	代理業 務にか かる報 酬の支 払い※2	28,588	前払 費用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金 の支払 い※2	179,829	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- ※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有者）割合 (%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会 社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払い※1	932,581	未 払 手 数 料	248,699
						特定金銭信 託、及び年金 信託に関する 投資一任契約 の代理に關 する業務	代理業務 にかかる 報酬の支 払い※2	19,459	前 払 費 用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負 担金の支 払い※2	187,810	—	—
						連結納税	連結納税 に伴う支 払予定額	74,987	未 払 金	74,987

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- ※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	117,573円78銭	142,552円39銭
1株当たり当期純利益金額	56,101円16銭	46,384円25銭

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,787,121	2,166,796
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(千円)	852,737	705,040
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1.中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2020年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	1,089,715
前払費用	13,469
立替金	17,282
未収委託者報酬	598,817
未収運用受託報酬	50,864
未収投資助言報酬	25,848
流動資産合計	1,795,997
固定資産	
有形固定資産	
建物	19,555
器具・備品	8,432
有形固定資産合計	※1 27,987
無形固定資産	
ソフトウェア	1,717
商標権	483
無形固定資産合計	2,201
投資その他の資産	
投資有価証券	262,967
長期差入保証金	28,394
繰延税金資産	7,059
長期前払費用	84
その他投資等	5,898
投資その他の資産合計	304,404
固定資産合計	334,593
資産合計	2,130,591
負債の部	
流動負債	
前受収益	13,425
預り金	4,838

未払金	300,613
未払手数料	200,533
その他未払金	100,080
未払費用	57,367
未払法人税等	35,751
未払消費税等	14,931
賞与引当金	2,811
流動負債合計	429,738
固定負債	
固定負債合計	—
負債合計	429,738
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,080,048
利益剰余金合計	1,202,548
株主資本合計	1,692,548
その他有価証券評価差額金	8,303
純資産合計	1,700,852
負債・純資産合計	2,130,591

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	974,689
運用受託報酬	81,030
投資助言報酬	35,627
営業収益合計	1,091,347
営業費用及び一般管理費	※1 705,489
営業利益	385,858
営業外収益	80
営業外費用	—
経常利益	385,938
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純利益	385,938
法人税、住民税及び事業税	120,430
法人税等調整額	504
中間純利益	265,003

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	490,000	122,500	1,575,044	1,697,544	2,187,544
当中間期変動額					
剰余金の配当			△760,000	△760,000	△760,000
剰余金の配当に伴う 利益準備金積立の積立					
中間純利益			265,003	265,003	265,003
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	—	—	△494,996	△494,996	△494,996
当中間期末残高	490,000	122,500	1,080,048	1,202,548	1,692,548

	評価・換算差額等	純資産 合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△20,748	2,166,796
当中間期変動額		
剰余金の配当		△760,000
剰余金の配当に伴う 利益準備金積立の積立		
中間純利益		265,003
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	29,052	29,052
当中間期変動額合計	29,052	△465,943
当中間期末残高	8,303	1,700,852

重要な会計方針に係る事項

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- | | |
|---------|--|
| 時価のあるもの | 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ・2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの | 定率法 |
| ・2016年4月1日以降に取得したもの | 定額法 |

上記以外

- | | |
|----------------------|------|
| ・2007年3月31日以前に取得したもの | 旧定率法 |
| ・2007年4月1日以降に取得したもの | 定率法 |

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	15年
器具・備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

7. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	15,438 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,041 千円
無形固定資産	406 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

3. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	15,200	-	-	15,200

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	760	50,000	2020年3月31日	2020年6月19日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません (注 2) をご参照ください)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,089,715	1,089,715	—
(2) 未収委託者報酬	598,817	598,817	—
(3) 未収運用受託報酬	50,864	50,864	—
(4) 未収投資助言報酬	25,848	25,848	—
(5) 投資有価証券	262,967	262,967	—
資産計	2,028,213	2,028,213	—
(6) 未払手数料	200,533	200,533	—
(7) 未払法人税等	35,751	35,751	—
負債計	236,284	236,284	—

(注2) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

負債

(6)未払手数料、(7)未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末 (2020年9月30日)

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	244,361	231,000	13,361
小計	244,361	231,000	13,361
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	18,606	20,000	△1,394
小計	18,606	20,000	△1,394
合計	262,967	251,000	11,967

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

4 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

5 地域ごとの情報

(3) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(4) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

6 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2020年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	111,898円19銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,700,852
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,700,852
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	17,434円45銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	265,003

普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	265,003
普通株式の期中平均株式数（株）	15,200

（注）潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月19日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上 正彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を

通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月11日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人
大 坂 事 務 所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 正 彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。

監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の

事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません

公開日 2020年12月28日

作成基準日 2020年12月11日

本店所在地 東京都中央区八丁堀二丁目23番1号

お問い合わせ先 コンプライアンス部